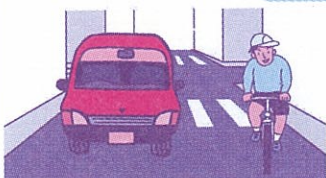


守ろうね！自転車に乗るときのルール

# 自転車安全利用五則

## 1 自転車は、車道が原則 歩道は例外\*



●自転車は『(軽)車両』です。車道を通行しましょう。

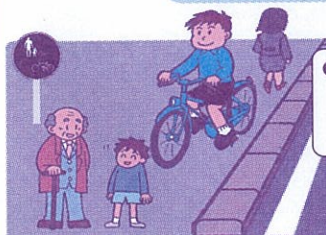
※「自転車及び歩行者専用」の標識がある歩道は、自転車で通行することができます。

## 2 車道は左側を通行



●車道の左端を通行し、右後ろからくる車にも注意しましょう。

## 3 歩道は歩行者優先で 車道寄りを徐行



●歩道を通行するときは、歩行者の通行を妨げないようにしましょう。

## 4 安全ルールを守る

◎飲酒運転・二人乗り・並進の禁止



◎夜間はライトを点灯



●ライトのほか、自転車の側面に反射材をつけましょう。

◎交差点での信号遵守と一時停止・安全確認



●交差点では必ず一時停止をし、車両の有無や動きをしっかりと確認しましょう。

## 5 子どもはヘルメットを 着用



●子どもが自転車に乗るときや、子どもを補助いす等と同乗させるときは、安全確保のために保護者が積極的にヘルメットを着用させましょう。

平成20年  
6月1日  
施行



### 主な内容

- 自転車の歩道通行ルールの見直し
- 児童・幼児の自転車乗車時のヘルメット着用
- すべての席の同乗者にシートベルトの着用義務
- 75歳以上の運転者に「高齢運転者標識」表示の義務
- 聴覚障害者の免許取得可能者の範囲拡大
- 「聴覚障害者標識」表示の義務 …など

(財)神奈川県交通安全協会  
地区交通安全協会  
神奈川県警察

神奈川県警察

改正道路交通法のあらまし

# 道路交通法の一部改正による

# 自転車の

# 新しい

# 通行ルール



普通自転車は、「子供や高齢者が運転する場合」や「車道通行が危険な場合」も歩道を通行できます(法:第63条の4第1項)

※「普通自転車」とは道路交通法施行規則で定められた基準に合った自転車をいい、一般的な自転車のほとんどが該当します。



歩行者の安全を確保するため、警察官等が歩道を通行しないように指示したときは、歩道を通行できません。

## 普通自転車が歩道を通行できる場合

① 「歩道通行可」の標識(右図)等があるとき

「自転車及び歩行者専用」



② 以下の者が運転するとき(令:第26条)

- ・児童(6歳以上13歳未満)や幼児(6歳未満)
- ・70歳以上の高齢者
- ・内閣府令で定める障害(視覚・聴覚等の障害、音声・言語等の機能障害、肢体不自由など)のある身体障害者(規:第9条の2の2)

③ 車道または交通の状況に照らして、やむを得ないと認められるとき

- 例えば・道路工事や連続した駐車車両などのため車道の左側端の通行が困難
- ・自動車等の交通量が著しく多く、道路幅が狭いなどのため、自動車等との接触の危険がある……など

「自転車は車道通行が原則」であることに変わりはありません

やめよう!  
自転車の危険な  
乗り方

### 急な横断など

罰則 2万円以下の罰金又は科料

### 二人乗り

罰則 2万円以下の罰金又は科料

### 運転しながら携帯電話

罰則 5万円以下の罰金

